

監査報告書

平成26年 5月31日

公益財団法人 日本自転車競技連盟

会長 橋本 聖子 殿
(戸籍上の氏名:石崎 聖子)

監 事 鈴木 賢三 (印)

監 事 林 辰夫 (印)

私たち監事は、公益財団法人日本自転車競技連盟の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その結果を次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

- (1) 理事の職務並びに事業報告及びその附属明細書(以下「事業報告等」という。)の監査については、理事会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧その他必要と認められる監査手続を実施して、理事の職務の遂行並びに事業報告等の妥当性を検討しました。
- (2) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書並びに財務諸表に対する注記(以下、「計算書類」という。)、並びに財産目録並びに収支計算書(以下、これらを総称して「計算書類等」という。)の監査については、会計帳簿並びに関係書類の閲覧等必要と認められる監査手続を実施するとともに、独立監査人から監査の実施状況及び結果について報告を受け、計算書類等の正確性を検討しました。

2 監査意見

(1) 事業報告及びその附属明細書に関する監査結果

事業報告及びその附属明細書は、法令又は定款に従い当法人の状況を正しく示していると認めます。

(2) 理事の職務の遂行に関する監査結果

当法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(3) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録並びに収支計算書に関する監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録並びに収支計算書は当法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認めます。また、独立監査人の監査方法及び結果は、相当であると認めます。

以上